

他の特殊法人における 政府保有株式の現状等について

国土交通省
鉄道局都市鉄道政策課

他の特殊法人における政府保有株式について

赤字は暫定的な措置

会社名	現行法上の政府保有義務	備考	現在の政府保有割合
日本電信電話	1/3以上	—	33.3%
日本郵政	1/3超	—	56.9%
日本たばこ産業	1/3超	—	33.3%
日本政策金融公庫	総数	—	100.0%
日本政策投資銀行	1/3超(当分の間)、1/2以上 ^{※1}	附則において、できる限り早期に株式の全部を処分する旨を規定	100.0%
高速道路会社6社	1/3以上 ^{※2}	—	100%(東日本、中日本、西日本) 49.9%(首都高)、50.0%(阪神高速)、66.6%(本四)
成田国際空港	なし	—	100.0%
新関西国際空港	総数	—	100.0%
関西エアポート ^{※3}	なし	—	0%
日本アルコール産業	なし	・附則において、できる限り早期の民営化のため、法律の廃止を含めた見直しとともに、株式の売却その他の必要な措置を講ずる旨を規定 ・審議会より、 当面、1/3超を保有 することが適切である旨、答申 ^{※5}	33.3%

※1 危機対応業務の的確な実施を確保する観点から、当分の間、発行済株式の3分の1超を保有。また、特定投資業務を完了するまでの間、同業務の実施を確保する観点から、発行済株式の2分の1以上を保有。

危機対応業務: 経済環境の大きな変化や、大規模な災害など、民間金融機関による資金供給が十分になされない事態に際して、必要な資金の貸付等を行うもの。

特定投資業務: 民間による成長資金の供給の促進を図るため、国からの一部出資(産投出資)を活用し、企業の競争力強化や地域活性化の観点から、成長資金の供給を時限的・集中的に実施することを企図して設けられたもの。

※2 首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、国及び地方公共団体により3分の1以上。

※3 新関西国際空港会社とコンセッション契約を締結し、関西国際空港の運営等を行っている特別目的会社。

※4 危機対応業務の的確な実施のために必要な株式を保有。

※5 財政制度等審議会答申による事実上の留保(当面)。

議決権比率と株主の主な権利との関係

議決権保有割合	権利等
9/10以上	特別支配株主の株式等売渡請求 略式合併等における総会決議省略
2/3以上	株主総会の特別決議(☆)を単独で成立させられる
1/2超	株主総会の普通決議(※)を単独で成立させられる
1/2以上	株主総会の普通決議(※)を単独で阻止できる
1/3超	株主総会の特別決議(☆)を単独で阻止できる
1/6超	簡易合併等の反対権
1/10以上	解散請求権
3/100以上	総会招集請求権、役員解任請求権、業務の執行に関する検査役選任請求権、 役員等の責任軽減への異議権、会計帳簿閲覧請求権
1/100以上	総会検査役選任請求権、多重代表訴訟提起権
1/100以上or300個以上	株主提案権(議題提案権、議案通知請求権)
1株以上	株主代表訴訟提起権、取締役等の違法行為差止請求権、議案提出権、 会社の組織等に関する行為の無効の訴えの提起権

(☆)特別決議
監査役解任、特定の者からの自己株取得、株式募集、役員等の任務懈怠による損害賠償責任免除、資本減少、定款変更、組織再編等

(※)普通決議
自己株式の取得、役員解任、計算書類の承認、資本金の額の増加、剰余金の処分等

※以下の決議については、特殊決議(株主総会において議決権を行使できる株主の半数以上かつ、当該株主の議決権の2/3以上or総株主の半数以上かつ総株主の議決権の3/4以上の賛成)が必要

- ・全部の株式につき譲渡制限(公開会社から非公開会社への変更)をする旨の定款変更
- ・公開会社ではない株式会社が、剰余金の配当、残余財産の分配、及び議決権につき、株主ごとに異なる取扱いをする旨の定款変更

※国が資本金の1/2以上を出資している法人の会計は会計検査院の必要的検査対象。

※地方公共団体が資本金の1/4以上を出資している法人は、当該地方公共団体の監査委員による監査対象。

日本政策投資銀行を巡るこれまでの経緯

- (株)日本政策投資銀行は、平成20年10月に株式会社日本政策投資銀行法に基づき、旧日本政策投資銀行(かつての日本開発銀行・北海道東北開発公庫)を株式会社化することにより、設立。
- 主な業務は、
 - ・長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化等に資する出融資
 - ・主に大企業・中堅企業を対象とする危機対応融資(平成27年法改正により、義務化)
- 平成27年法改正において、成長資金の供給を促進するために「特定投資業務」を導入。
- 現在、政府が100%株式を保有。完全民営化の方針は維持されているが、以下の保有義務が政府に課されている。
 - ・危機対応業務を義務付けている当分の間、1/3超を保有。
 - ・特定投資業務が完了するまでの間、1/2以上を保有。

平成19年6月	<u>株式会社日本政策投資銀行法 成立</u> ・平成20年10月から概ね5年後から7年後を目処として、全株式を処分し、完全民営化。
平成20年9月	<u>リーマンショック</u>
平成20年10月	<u>株式会社日本政策投資銀行 設立</u> ・指定金融機関として危機対応業務を開始。
平成21年6月	<u>株式会社日本政策投資銀行法 改正(議員立法)</u> ・平成24年4月から概ね5年後から7年後を目処として、全株式を処分し、完全民営化。
平成23年3月	<u>東日本大震災</u>
平成23年5月	<u>震災特例法による株式会社日本政策投資銀行法 改正(閣法)</u> ・平成27年4月から概ね5年後から7年後を目処として、全株式を処分し、完全民営化。
平成27年5月	<u>株式会社日本政策投資銀行法 改正(閣法)</u> ・当分の間、危機対応業務を義務付けるとともに、政府出資を可能とする。 ・できる限り早期に、全株式を処分し、完全民営化。 ➤ 危機対応業務を義務付けている当分の間、1/3超を保有。 ➤ 特定投資業務が完了するまでの間、1/2以上を保有。
令和2年5月	<u>株式会社日本政策投資銀行法 改正(閣法)</u> ・特定投資業務の投資決定期限を令和2年度末から令和7年度末に延長。 ・特定投資業務の業務完了期限を令和7年度末から令和12年度末に延長。

日本アルコール産業を巡るこれまでの経緯

- 日本アルコール産業(株)は、平成18年に日本アルコール産業株式会社法に基づき、NEDOのアルコール製造業務を引き継ぐ株式会社として、設立。
- 主な事業内容は、発酵アルコールの製造・販売事業。
- 現在政府が33.3%株式を保有しているが、完全売却の方針は維持。株式売却時の財政制度等審議会答申において、経営安定化を図るための取組みを行うため、当面、議決権の3分の1を超える株式数について国に留保することとされた。

平成11年4月

国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画(閣議決定)

- ・アルコール専売を廃止し、NEDOに暫定措置として5年間を目処に一手購入機能を付与するとともに民営化のための準備を行い、当該期間終了後、NEDOの製造部門を暫定的な特殊会社とし、2年以内に民間への株式売却を開始し、できるだけ早期に完全売却を図る。
- ・このため、工業用アルコールに係る事業法制の整備、暫定措置期間、特殊会社に関する一体的な立法措置を速やかに講じる。

平成12年4月

アルコール事業法制定、アルコール専売法を廃止(平成13年4月1日施行)

- ・政府は、この法律の施行後5年を目処に、機構の行うアルコール製造業務及び一般アルコール販売業務を同時に終了させるとともに、機構からアルコール製造業務の全部を引き継ぐ株式会社として政府がその資本の全額を出資するものを設立し、及び当該株式会社をできる限り早期に民営化するため、必要な措置を講ずるものとする。(アルコール事業法附則第8条)

平成17年4月

日本アルコール産業株式会社法 制定

- ・NEDOアルコール製造部門を暫定的な特殊会社とし、できるだけ早期に民営化する。
- ・専売廃止後の暫定的な激変緩和措置としてNEDOが実施しているアルコールの一手購入・販売制度及び大臣認可価格制度を廃止する。

平成18年4月

日本アルコール産業株式会社設立

平成18年11月

日本アルコール産業株式会社の株式の処分について(財政制度等審議会答申)

- ・経営安定化を図るための取組みを行うため、当面、議決権の3分の1を超える株式数について国に留保し、定款の変更、合併、解散、事業譲渡等の会社の重要事項に関する株主総会議案の特別決議に対し拒否権を確保することが適当である旨を答申。

平成20年3月

株式売却

- ・一般競争入札により株式の約2/3を日本アルコール販売(株)が取得

鉄道事業と株主について

＜西武HD株式を巡る動き＞

【平成25年】 3月12日	サーベラスが、西武HD株の公開買付(TOB)開始 ・買付割合:4.0%(目標保有割合、36.44%) ・実施期間:3月12日～4月23日
3月26日	西武HDが、TOBに対する反対意見の表明
4月5日	サーベラスが、TOBによる更なる株式買付、期間延長等を表明 ・買付割合を、12.23%に変更(目標保有割合、44.67%) ・実施期間を、4月23日から5月17日に延長
4月12日	西武HDが、更なる株式買付に対し改めて反対意見を表明
5月16日	サーベラスが、TOBによる株式買付期間を5月31日に延長
5月31日	TOBの期間終了 ・サーベラスは、3.04%の株式を追加取得し、保有割合は35.48%に。
6月25日	西武HDの定時株主総会 ・サーベラスは、サーベラス側となる8名の取締役選任案などを提案。 ・西武HDは、西武側となる4名の取締役選任案などを提案。 ⇒西武HDの提案が可決し、サーベラスの提案は否決
【平成29年】 8月	サーベラスが西武HDの株式を全株売却

＜JR九州株式を巡る動き＞

【平成28年】 10月25日	JR九州新規上場、完全民営化
【平成30年】 12月19日	ファーツリーがJR九州の発行済株式数の5.1%を取得したことが判明。
【令和元年】 6月21日	JR九州の定時株主総会 ・ファーツリーは、自社株買いや取締役選任などを株主提案。いずれの議案も否決。 ※ファーツリー提案取締役選任の件、賛成割合最大42%
【令和2年】 6月23日	JR九州の定時株主総会 ・ファーツリーは、取締役選任などを株主提案。いずれの議案も否決。 ※ファーツリー提案取締役選任の件、賛成割合最大33%

関係参照条文

○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）（抄）
（株式）

第四条 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

○郵政民営化法（平成17年法律第97号）
（新会社の株式）

第七条 政府が保有する日本郵政株式会社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずるものとする。ただし、その割合は、常時、三分の一を超えているものとする。

○日本郵政株式会社法（平成17年法律第98号）（抄）
（株式の政府保有）

第二条 政府は、常時、会社の発行済株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。）の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

○日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）（抄） ※**現行規定**
（株式）

第二条 政府は、常時、日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

○日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）（抄） ※**制定時**
（株式）

第二条 政府は、常時、日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

2（略）

附 則

（株式保有の経過措置）

第十八条 政府は、当分の間、第二条第一項の規定にかかわらず、会社の発行済株式の総数の三分の二以上に当たる株式を保有していなければならない。

○日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）（抄） ※**平成14年法改正時**
（株式）

第二条 政府は、常時、日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）の成立の時に政府に無償譲渡された会社の株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

2（略）

3 政府が前二項の規定により保有する株式は、会社の発行済株式の総数の三分の一を超えるものでなければならない。

4（略）

関係参照条文

○株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)(抄)

(株式の政府保有)

第三条 政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならない。

○株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)(抄)

附 則

(政府保有株式の処分)

第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び附則第三条において「政府保有株式」という。)について、会社の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、できる限り早期にその全部を処分するものとする。

2 (略)

(危機対応業務に係る株式の政府保有)

第二条の八 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。附則第二条の十三において同じ。)の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

(特定投資業務に係る株式の政府保有)

第二条の十三 政府は、会社が特定投資業務を完了するまでの間、会社による特定投資業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

○高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(抄)

(株式)

第三条 政府(首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(第四項において「首都高速道路株式会社等」という。)にあっては、政府及び地方公共団体)は、常時、会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

2・3 (略)

4 政府及び地方公共団体は、その保有する首都高速道路株式会社等の株式を処分しようとするときは、あらかじめ、政府にあっては他に当該会社の株式を保有する地方公共団体に、地方公共団体にあっては政府及び他に当該会社の株式を保有する地方公共団体に協議しなければならない。

関係参照条文

○関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）（抄）

（株式の政府保有）

第七条 政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

○日本アルコール産業株式会社法（平成十七年法律第三十二号）（抄）

（この法律の廃止その他の必要な措置）

第二条 政府は、この法律の施行の状況を勘案し、会社をできる限り早期に民営化するため、速やかにこの法律の廃止を含めた見直しを行うとともに、その保有する株式の売却その他の必要な措置を講ずるものとする。

○日本アルコール産業株式会社の株式の処分について（平成18年11月財政制度等審議会答申）（抄）

3. 売却方法についての基本方針

（3）売却数量

民営化の趣旨を踏まえれば、できる限り多くの株式を売却することが望ましく、19年度の売却後も国が株式の大半を保有し会社の経営を支配している状況は適当でない。したがって、発行済株式数の少なくとも2分の1以上を売却する必要がある。

一方、会社法の成立時の参議院での附帯決議にもあるように、株式の売却に当たっては会社の経営の安定が得られるよう配慮することが求められている。会社の設立と同時に行われたアルコール市場の自由化等により、経営状況は極めて厳しい状況にあり、経営の安定化のためには会社は経営改善に向けた取り組みが必要となるが、こうした取り組みによる経営の安定化の状況を見極めるため、当面、議決権の3分の1を超える株式数について国に留保し、定款の変更、合併、解散、事業譲渡等の会社の重要事項に関する株主総会議案の特別決議に対し拒否権を確保することが適当である。